

市からの連絡帳

税・年金

未分筆私道の非課税申告

敷地の一部が未分筆のまま道路として使用されている土地で、一定の要件を満たすものは、申告をすることにより道路部分の固定資産税・都市計画税が原則として翌年度から非課税となります。詳細はお問い合わせください。

▶資産税課 ☎042-460-9829

国民年金保険料納付免除・納付猶予の申請

令和4年度分(令和4年7月～令和5年6月)の保険料納付免除・納付猶予申請受付が7月1日(金)から始まります。

持本人確認ができるもの(マイナンバーカード[※])

□納付免除

申請者(本人)・配偶者・世帯主のそれぞれの前年所得(令和3年中の所得)が一定の基準以下などの場合、申請により承認されると保険料の全額もしくは一部(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)の納付が免除されます。※承認期間は年金の受け取りに必要な期間(年金受給資格期間)に含まれますが、老齢基礎年金の受給額には承認区分や一部納付の月数に応じて反映され、国民年金保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢年金が少なくなります。

※一部免除の場合、表内の保険料を納めないで無効となりますのでご注意ください。

□納付猶予

50歳未満の申請者(本人)・配偶者のそれぞれの前年所得が一定の基準以下などの場合、申請により承認されると保険料の納付が猶予されます。※承認期間は年金受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金額には反映されません。

□承認された場合納付する保険料

承認区分	保険料(月額)	老齢基礎年金額に反映される割合	
全額免除	0円	承認期間の8分の4	
一部免除	4分の3	4,150円	8分の5
	半額	8,300円	8分の6
	4分の1	12,440円	8分の7
納付猶予	0円	反映されません	

※原則、申請は毎年度必要です(前年度全額免除・納付猶予の継続承認者は不要)。

□特例認定区分について(失業[※])

申請者(本人)・配偶者・世帯主の失業などを理由として申請する場合、令和4年度分申請では令和2年12月31日以降の退職日の記載がある、次の書類を添付のうえ申請してください(コピー可)。失業者の所得審査を省略できます。

- 雇用保険被保険者離職票
- 雇用保険受給資格者証
- 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書[※]

□追納制度

将来受け取る老齢基礎年金額を増やしたい場合、申請免除・納付猶予の承認を受けた期間について、10年以内であれば後から納めることができます。納めた場合は、保険料納付済期間として扱われます。なお、2年以上経過後に納める場合は、一定の加算がかかります。

甲 保険年金課(田無庁舎2階)、市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)

☎武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411 (ナビダイヤル)

▶保険年金課 ☎042-460-9825

福祉

介護保険負担限度額認定証の更新

令和3年度介護保険負担限度額認定証(介護保険施設における居住費・食費に係る負担軽減の認定証)の有効期限は、7月31日(日)です。

令和4年8月以降も引き続き認定の継続を希望する場合は、更新の手続きが必要です。

令和3年度に認定を受けている方には市から申請書を送付しましたので、

必要事項を記入のうえ、8月31日(水)までに手続きをしてください。

▶高齢者支援課 ☎042-420-2813

子育て

夏休みの児童館ランチタイムオープン

夏休みに保護者が就労などで不在の昼食時間に、孤食の防止と子どもたちの居場所づくりとして「児童館ランチタイム」をオープンします。

今年は6施設で実施します。

時 7月21日(木)～8月31日(水)

※夏季休業期間の平日(祝を除く)

場 西原北児童館・田無児童館・中町児童館・保谷柳沢児童館・新町児童館・芝久保児童館

対 在住の小学生

持 保護者が用意した弁当・水筒

申 7月1日(金)から、市報の「児童館ランチタイム利用申請書」を希望する施設に直接持参またはメールで下記へ

▶児童青少年課 ☎042-460-9843

✉jidoukan@city.nishitokyo.lg.jp



暮らし

自治会・町内会等活性化補助金

自治会・町内会などが地域福祉の促進と地域づくりのために行う事業に対して補助金を交付します。

対 市内の自治会・町内会およびマンション管理組合

□対象事業 令和4年4月1日～令和5年3月31日に行う主催または共催する事業

□補助金上限額 ①と②の合計額

①1万2,000円 ②200円×加入世帯数 ※加入世帯数は、会員名簿などで加入世帯数が確認できる場合

※1,000円未満は切り捨て

申 11月30日(水)(必着)までに、申請書類を ☎188-8666市役所協働コミュ

ニティ課へ郵送または持参(田無第二庁舎5階)

※詳細は市報または下記へ

▶協働コミュニティ課 ☎042-420-2821

私有地から道路へ張り出した樹木、枝・雑草の伐採をお願いします

自宅の庭などの私有地から道路に張り出した樹木などが原因で事故が発生した場合は、所有者の責任が問われることがあります。特に樹木などが生育する夏場には、強風や大雨などで傾き通行の支障となるケースが多くあります。

市道が通行の支障となる場合は市職員から剪定・伐採などをお願いすることもあります。日常的な手入れなどについても皆さんのご協力をお願いします。

□作業時の注意点

電線や電話線のある場所での作業は危険を伴いますので、事前に東京電力パワーグリッド(株)またはNTT東日本(株)に連絡し、周囲の安全と作業中の事故に注意し作業してください。

▶道路課 ☎042-438-4055

市政

はなバスに関する市民アンケート

はなバスに関する市民意識を把握するため、アンケート調査を実施しています。

調査へのご理解とご協力をお願いします。なお、回答いただいた内容は、調査目的以外に使用することはありません。

□調査方法

16歳以上の市民の中から無作為に3,000人の方を抽出し、郵送します。※回答方法などの詳細は調査票をご確認ください。

▶交通課 ☎042-439-4435



固定資産税の減額

▶資産税課 ☎042-460-9830

住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡[※]

□減額要件 ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡[※])

□減額要件 ①新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ④改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑥現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事

明細書・現場の写真など)と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類 ※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡[※]

□減額要件 ①平成26年4月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③改修後の床面

積が50㎡以上280㎡以下 ④1戸当たりの工事費用が60万円超(補助金などを除く自己負担額)、または改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超であること ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修等に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤交付または決定を受けたことを確認できる書類(国または地方公共団体から補助金等の交付を受けた場合) ⑥長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)